

新潟県養育費確保支援事業補助金交付申請書

年 月 日

新潟県知事 様

新潟県養育費確保支援事業について、下記のとおり補助金を申請します。

記

①申請者 (債務名義を有する者)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年
	氏名		月 日生(歳)
	(〒 -)		電話 ()
	住所		-
②養育費の取 決めの対象と なる児童	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年
	氏名		月 日生(歳)
	(〒 -)		電話 ()
	住所		-
③算定基準額 (対象経費額)	円		
④交付申請額 (③×1/2) ※上限75,000円	円		
補助金が交付決定された場合は、下記の振込口座へ振り込んでください。			
⑤振込先	フリガナ		
	口座名義		
	金融機関名	口座の種類	普通・当座・その他
	支店名	口座番号	
(備考)			

(注意)

- 補助金の申請は、公正証書等の文書を作成した日の翌日から6か月以内に申請してください。
- ③算定基準額の欄には、補助の対象となる経費(上限150,000円)の金額を記載してください。
 なお、補助の対象となる経費は以下のとおりです。
 - ・養育費取り決めのための弁護士等への相談費用
 - ・弁護士等への公正証書原案の作成依頼費用
 - ・公正証書作成時における公証役場への立ち会いの代理人として弁護士等に依頼した際の費用
 - ・公証人手数料令に定められた公証人手数料
 - ・家庭裁判所への調停申立てや裁判に要する戸籍謄本等の添付書類取得費用、収入印紙代及び連絡用の郵便切手代
 - ・弁護士会及び認証ADR事業者が実施するADRの申込料や依頼料に相当する費用及び調停期日費用に相当する費用
 - ・その他
- 添付書類:
 - ①申請者及び当該事業の対象となる児童の戸籍謄本又は抄本及び住民票の写し
 - ②補助対象経費にかかる領収書等の写し
 - ③養育費の取決めを交わした文書(債務名義化した文書に限る。)の写し
 又は、2に記載の補助の対象となる経費を負担した年度内に養育費の取決めに行かなかった場合は、様式第2号